令 和 2 年

第5回庄原市議会定例会議案

参考資料

(9月)

庄 原 市

令和2年第5回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第124号	庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第125号	庄原市税条例の一部を改正する条例	3
議案第126号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	17
議案第127号	庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する 条例	21
議案第130号	備北地区消防組合規約の変更について	23

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

案 現 行 正 第1条~第9条 略 第1条~第9条 略 附則 附 則 (施行期日) (施行期日) 1 この条例は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4 1 この条例は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4 月1日から適用する。 月1日から適用する。 2~3 略 2~3 略 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処す るための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例) 4 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイル ス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政 令第11号) 第1条に規定するものをいう。以下同じ。) か ら市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた 措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したと きは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。こ の場合において、第3条の規定は適用しない。 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いの ある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわた り接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作 業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行し、令和2年8月8日から 適用する。

【第1条による改正】

改 正 案 現 行

第1条~第23条 略

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税 (第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>(これらの者 の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 略

第25条~第34条 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3~第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控

第1条~第23条 略

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民 税 (第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定に より課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。) を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u> (これらの者 の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2. 联

第25条~第34条 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3~第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控

除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療 費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の 金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき 金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において 「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及 び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、こ の限りでない。

2~9 略

第36条の3~第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

- 第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し 又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び 第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこ の本数とする。
- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す るものとする。

区分 重量

- 3 略
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に 規定する葉巻たばこを除く。) の重量を紙巻たばこの本数 に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号 に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換 算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの 品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ご との数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこ の区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に 換算する方法により行うものとする。

5~10 略

第95条~第151条 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただ │ 第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただ │

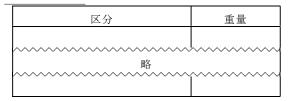
除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療 費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の 金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき 金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において 「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及 び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、こ の限りでない。

2~9 略

第36条の3~第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

- 第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し 又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び 第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこ の本数とする。
- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1本に換算するものとする。



- 3 略
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号 に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換 算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの 品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ご との数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこ の区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に 換算する方法により行うものとする。

の重量を紙巻たばこの本数

5~10 略

第95条~第151条 略

附則

(施行期日)

改 正 案

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 略

第2条~第3条 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

一世においては、年14.6ペーセントの割合にあってはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3ペーセントの割合を加算した割合とし、年7.3ペーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1ペーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3ペーセントの割合を超える場合には、年7.3ペーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間

現 行

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

(1)~(3)略

第2条~第3条 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5 項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第 98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の 7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第 140条の7において準用する場合を含む。) に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割 合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当 該年の前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定 により告示された割合 に年1パ ーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい て同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 その年(以下この条において「特例基準割合適用年」とい う。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては 当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセ ントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パ ーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセント の割合) とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、 特例基準割合適用年中

___においては、<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基</u> 準割合と する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間

内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第4条の2~第16条の4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

$2\sim3$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第4条の2~第16条の4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別 措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合に は、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規 定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所 得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第 1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項

又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

$2 \sim 3$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

改 正 案	現
第17条の3以下 略	第17条の3以下 略

【第2条による改正】

第1条~第18条の4 略

第2条による改正案

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る 延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第 46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準 用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47 条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を 含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第 321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除 く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83 条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、 第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納 期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合に 、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の 延長があったときは、その延長された納期限とする。以下 第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納 付又は納入の目までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4 号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書に よって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V)

(1)~ (3) 略

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を 法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において 準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の 2第5項の規定により 徴収を猶予した税額 当該猶 予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間
- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第 2項又は第31項の規定による申告書に限る。) に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に 係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び 第35項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出した ものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日か ら1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、 ____、第53条の12第2項、第72条第2 第52条第1項 項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び 第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこ れらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期 第1条による改正後

第1条~第18条の4 略

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第 46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準 用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47 条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を 含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第 321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除 く。) 、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83 条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、 第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納 期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合に おいては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の 延長があったときは、その延長された納期限とする。以下 第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納 付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4 号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書に よって納付し、又は納入書によって納入しなければならな い。

$(1) \sim (3)$ 略

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を 法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において 準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の 2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶 予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1 月を経過する日までの期間
- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第 2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。) に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に 係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び 第23項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出した ものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日か ら1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、 第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2 項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに 第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこ れらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期

間についても、365日当たりの割合とする。

第21条~第22条 略

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業 (以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条~第30条 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均 等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	利	总率
1 次に掲げる法人	年	5万
	額	円
ア〜エ 略		
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1</u>		
<u>項第4号の2</u> に規定する資本金		
等の額をいう。以下この表及び		
第4項において同じ。)を有す		
る法人(法人税法別表第2に規		
定する独立行政法人で収益事業		
を行わないもの及びエに掲げる		
法人を除く。以下この表及び第		
4項において同じ。)で資本金		
等の額が1,000万円以下である		
もののうち、市内に有する事務		
所、事業所又は寮等の従業者(俸		
給、給料若しくは賞与又はこれ		
らの性質を有する給与の支給を		
受けることとされる役員を含		
む。)の数の合計数(次号から		
第9号までにおいて「従業者数		
の合計数」という。)が50人以		
下のもの		

第1条による改正後

間についても、365日当たりの割合とする。

第21条~第22条 略

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めが あり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____

を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条~第30条 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均 等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	利	总率
1 次に掲げる法人	年	5万
	額	円
ア〜エ 略		
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1</u>		
<u>項第4号の5</u> に規定する資本金		
等の額をいう。以下この表及び		
第4項において同じ。)を有す		
る法人(法人税法別表第2に規		
定する独立行政法人で収益事業		
を行わないもの及びエに掲げる		
法人を除く。以下この表及び第		
4項において同じ。)で資本金		
等の額が1,000万円以下である		
もののうち、市内に有する事務		
所、事業所又は寮等の従業者(俸		
給、給料若しくは賞与又はこれ		
らの性質を有する給与の支給を		
受けることとされる役員を含		
む。)の数の合計数(次号から		
第9号までにおいて「従業者数		
の合計数」という。)が50人以		
下のもの		

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312 条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若しく</u> は同項第2号の期間又は同項第3号

_____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

第32条~第47条の6 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項
__の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項
__の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を 有する法人(以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>

- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第3項及び</u> <u>第9項</u>の規定の適 用を受ける場合には、法<u>第321条の8第37項</u>及び令第48条 の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項 の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第38項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の 規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に 係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1 項、第2項又は第31項 の納期限(納期限の延長が

第1条による改正後

以下 略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312 条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第 2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同 項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項 第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有して いた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとす る。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に 満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたと きは切り捨てる。

4 略

第32条~第47条の6 略

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を 有する法人(以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68 条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、 法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定すると ころにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付す べき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第4項及び</u> 第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適 用を受ける場合には、法<u>第321条の8第25項</u>及び令第48条 の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項 の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法<u>第321条の8第22項</u>に規定する申告書(<u>同条第21項</u>の 規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に 係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1 項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長が

あったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項 に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定す る申告書(以下この項において「修正申告書」という。) の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税につい て同条第1項、第2項又は第31項 に規定する申告 書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出 されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべ き税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下 この項において「減額更正」という。)があった後に、当 該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申 告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る 税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまで の部分に相当する税額に限る。) については、前項の規定 にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為に より市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した 修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に 規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提

- あったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定す る申告書(以下この項において「修正申告書」という。) の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税につい て同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告 書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出 されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべ き税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下 この項において「減額更正」という。)があった後に、当 該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申 告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る 税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまで の部分に相当する税額に限る。) については、前項の規定 にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為に より市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した 修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に 規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提

出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

	れたときは、	当該修正申告書の提出期限)	までの期間
8	略		
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

- 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載 事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録が された時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5

第1条による改正後

出した日(法<u>第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

- 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1 項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の 適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連 結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連 結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項に おいて同じ。) がある連結子法人(同法第2条第12号の7 に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第 4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16 号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において 同じ。) に限る。) については、同法第81条の24第4項の 規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下こ の項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定 期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に 係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税 割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当 該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規 定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用 することができる。
- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

<u>11</u>

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載 事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録が された時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4

第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

13 略

- 14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の 申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめよう とするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載 した届出書を市長に提出しなければならない。
- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の 翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内 国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第14項の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の5第3項若</u> しくは第6項

______の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8 第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合 には、同条第1項又は第2項 の納期限とし、納期 限の延長があった場合には、その延長された納期限とす る。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限 までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しな ければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日

第1条による改正後

第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 略

- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の 申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめよう とするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載 した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の 翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内 国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 町

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8 第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合 には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期 限の延長があった場合には、その延長された納期限とす る。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限 までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しな ければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日

第2条による改正案
後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免
れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通
知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人
税に係る更正若しくは決定がされたこと
MICH O CAVICOC
レレスボイル
による更正に
係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国
の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、入場がある。
間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更
正(これに類するものを含む。以下この項において「増額
更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民
税について法第321条の8第1項、第2項又 <u>は第31項</u>
に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」
という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提
出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する
ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)
があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、
当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係
る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するま
での部分に相当する税額に限る。) については、前項の規
定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為
により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正
により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に
規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)
を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
(1)~ (2) 略
第51条 略
(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)
第52条 略
2~3 略

第1条による改正後

後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更 正(これに類するものを含む。以下この項において「増額 更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民 税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第 19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」 という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があった後に、当該増額更正があったときに限る。) は、 当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係 る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するま での部分に相当する税額に限る。) については、前項の規 定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正 により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に 規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 略

第51条 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 略

2~3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に 連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限 る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算 定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18 号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税 額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法 人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付す る場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の

	第2条による改正案
_	
	_
_	

第53条~第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。) の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 1 グラム 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1 本をもって紙巻たばこの<u>1 本</u> に換算 するものとする。

区分	重量			
	^^^			
略~~~~~~				

3~10 略

第1条による改正後

算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の 規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間 の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した 金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなら ない。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条~第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。) の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1 本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す るものとする。

区分	重量
/	·····
略	
·····	/^^^^

3~10 略

第95条~第151条 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 略

第2条~第3条 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項______に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、 各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した 割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その 年中においては、その年における当該加算した割合とす る。

第4条以下 略

第1条による改正後

附 則

第95条~第151条 略

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ~ (3) 略

第2条~第3条 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項<u>及び第4項</u>に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、 各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した 割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その 年中においては、その年における当該加算した割合とす る。

第4条以下 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1)第1条中庄原市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定令和3年1月1日

 - (3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

- 第2条 前条の規定による改正後の庄原市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震 保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条 の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項 の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを 除く。)」とする。
- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の庄原市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 3号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- <u>第5条</u> この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった棄巻たばこに係る市たばこ税については、なお 従前の例による。

庄原市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	改	正	案		現	行
第1条~第8条	略			第1条~第8条	略	

別表 (第2条関係)

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律~住民基本台帳 法 略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 て「法」という。)

1000	C , 70 /		
	事務	名称	手数料の
			額
26	法第2条第7項に規	個人番号	800円
	定する個人番号カー	カードの	
	ドの再交付	再交付手	
		数料	
_			

採石法(昭和25年法律第291号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>27</u>	略	略	略
<u>28</u>	略	略	略

砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>29</u>	略	略	略
30	略	略	略

温泉法 (昭和23年法律第125号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>31</u>	略	略	略
32	略	略	略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137 号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
33	略	略	略
34	略	略	略
35	略	略	略
<u>36</u>	略	略	略

理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」 理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」

別表 (第2条関係)

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律~住民基本台帳 法 略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項におい 用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項におい て「法」という。)

		事務	名称	手数料の
				額
26	6	法第2条第7項に規	個人番号	800円
		定する個人番号カー	カードの	
		ドの再交付	再交付手	
			数料	
27	7	法第7条第1項に規	通知カー	500円
		定する通知カードの	ドの再交	
		再交付_	付手数料	

採石法(昭和25年法律第291号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	手数料の
			額
28	略	略	略
29	略	略	略

砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
30	略	略	略
31	略	略	略

温泉法 (昭和23年法律第125号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	手数料の
			額
32	略	略	略
33	略	略	略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137 号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
34	略	略	略
35	略	略	略
36	略	略	略
37	略	略	略

改 正 案 という。)

	事務	名称	金額
<u>37</u>	略	略	略

旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
38	略	略	略
39	略	略	略

公衆浴場法 (昭和23年法律第139号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	金額
40	略	略	略

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号。以下この項に おいて「法」という。)

	事務	名称	金額
41	略	略	略

美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
42	略	略	略

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>43</u>	略	略	略
<u>44</u>	略	略	略
<u>45</u>	略	略	略
<u>46</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
48	略	略	略
<u>49</u>	略	略	略
<u>50</u>	略	略	略

興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
51	略	略	略

介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において 「法」という。)

仏」という。)				
	事務	名称	手数料の 額	
<u>52</u>	略	略	略	
53	略	略	略	
54	略	略	略	
55	略	略	略	
<u>56</u>	略	略	略	
57	略	略	略	
58	略	略	略	

という。)

Ξ.	(いり。)				
		事務	名称	金額	
	<u>38</u>	略	略	略	

旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
39	略	略	略
40	略	略	略

公衆浴場法 (昭和23年法律第139号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>41</u>	略	略	略

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号。以下この項に おいて「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>42</u>	略	略	略

美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>43</u>	略	略	略

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
44	略	略	略
<u>45</u>	略	略	略
<u>46</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
48	略	略	略
49	略	略	略
50	略	略	略
<u>51</u>	略	略	略

興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
52	略	略	略

介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	手数料の 額
<u>53</u>	略	略	略
<u>54</u>	略	略	略
<u>55</u>	略	略	略
<u>56</u>	略	略	略
<u>57</u>	略	略	略
<u>58</u>	略	略	略
<u>59</u>	略	略	略

59 時 時 時 時 時 時 時 時 時
61 略 略 略 略 略 略 略 略 略
62 略
63 略 略 略 略 略 略 略 略 略
下政不服審査法 (以下この項において「法」という。)
事務 名称
事務 名称
B
EO 他共通関係 老の他共通関係 事務 名称 手数料の 額 65 略 略 略 66 略 略 略 66 略 略 略 67 略 略 略 68 略 略 略 68 略 略 略 68 略 略 略 68 略 略 略 69 略 略 略 70 略 略 略 70 略 略 略 70 略 略 略 71 略 略 略 72 略 略 略 74 略 略 略 74 略 略 略 75 略 略 略 76 略 略 略 77 略 略 略 79 略 略 略 80 略 略 80 略<
事務 名称 手数料の 額 65 BB BB BB 66 BB BB BB 67 BB BB BB 68 BB BB BB 69 BB BB BB 70 BB BB BB 71 BB BB BB 72 BB BB BB 73 BB BB BB 73 BB BB BB 74 BB BB BB 75 BB BB BB 76 BB BB BB 77 BB BB BB 79 BB BB BB 80 BB BB 80
1
BB
B
68 時
69 略
70 略 略 略 71 略 略 略 略 72 略 略 略 略 略 73 略 略 略 略 略 73 略 略 略 略 略 74 略 略 略 略 75 略 略 略 略 76 略 略 略 略 76 略 略 略 略 77 略 略 略 略 78 略 略 略 略 79 略 略 略 略 80 略 略 略 79 略 略 略 80 略 略 略 80 略 略 略 80 略 略 略 80 ® ® ® 80 ®
71 略 略 略 72 略 略 略 73 略 略 略 74 略 略 略 75 略 略 略 76 略 略 略 77 略 略 略 77 略 略 略 78 略 略 略 79 略 略 略 80 略 略 79 略 略 略 80 略 略 略 79 略 略 略 80 略 略 略 70 略 略 略 80 略
72 略 略 略 73 略 略 略 74 略 略 略 75 略 略 略 76 略 略 略 77 略 略 略 77 略 略 略 78 略 略 略 79 略 略 略 79 略 略 略 80 略 略 80 略 略 80 略 略
73 略 略 略 74 略 略 略 略 75 略 略 略 略 76 略 略 略 略 77 略 略 略 略 78 略 略 略 略 79 略 略 略 略 79 略 略 略 略 80 略 略 略 80 略 略 略
74 略 略 略 75 略 略 76 略 略 77 略 略 78 略 略 79 略 略 80 略 略 79 略 略 80 略 略 60 略 略 79 略 略 80 略 略 60 略 略 80 略 略 60 略 略 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 <
75 略 略 略 76 略 略 略 略 略 77 略 略 略 略 略 78 略 略 略 略 79 略 略 略 略 80 略 略 略 80 略 略 略 72 略 略 略 80 略 略 略 6 形 0 <th< td=""></th<>
76 略 的
77 略 M
78 略 略 79 略 略 80 略 略 6 略 略 79 略 略 80 略 略 6 略 略 6 財 財
<u>79</u> 略 略 略
————————————————————————————————————
<u>附 則</u>

庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現行
第 1 条~第24条 略	第 1 条~第24条 略
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第25条 略 2 略 3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子 <u>の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収すべき期日又は分割交付すべき期日の翌日から付すものとする。 4~10 略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第25条 略 2 略 3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子 <u>は年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収すべき期日又は分割交付すべき期日の翌日から付すものとする。 4~10 略 第26条以下 略
<u>財」則</u> この条例は、公布の日から施行する。	

改 正 案	現行
<u>目次</u> 第1章 総則(第1条-第4条)	
第2章 組合の議会(第5条-第7条)	
第3章 組合の執行機関(第8条一第11条)	
第4章 組合の経費(第12条)	
附則	
第1条~第11条 略	第1条~第11条 略
(組合の経費の支弁の方法)	(組合の経費の支弁の方法)
第12条 略	第12条 略
2 前項に規定する分担金の関係市ごとの額は、予算の属す	2 前項に規定する関係市の分担金は、次に定めるところに
<u>る年度の前年度の三次市及び庄原市の消防費に係る基準</u>	よる。
財政需要額を合算した額に対する関係市ごとの消防費に	
係る基準財政需要額の割合で按分する。	
	(1) 関係市の分担金は、平成15年総務省告示第670号に
	よる三次市の設置及び平成16年総務省告示第611号に
	よる庄原市の設置がなかったものとして、三次市は合
	併前の三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三
	良坂町、三和町及び甲奴町の分担金の合計額、庄原市
	は、合併前の庄原市、東城町、西城町、口和町、高野
	町、比和町及び総領町の分担金の合計額をもって関係
	市の分担金の額とする。
	(2) 合併前の三次市、庄原市及び東城町(以下「合併
	前関係3市町」という。)の分担金の額は、予算の属 する年度の前年の合併前の三次市、庄原市、東城町、
	君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、
	甲奴町、西城町、口和町、高野町、比和町及び総領町
	(以下「合併前関係市町村」という。) の消防費に係
	る基準財政需要額の総額に対する合併前関係3市町の
	合計額の割合に、予算の属する年度の前年の3月31日
	現在における合併前関係市町村の住民基本台帳の総人
	口に対する合併前関係3市町の合計人口の割合を加算
	し、2分の1を乗じて得た数を割合としてあん分した
	額を、予算の属する年度の前年の合併前関係3市町の
	消防費に係る基準財政需要額に比例してあん分する。
	(3) 合併前のその他の町村(以下「合併前関係町村」
	という。) にあっては、前号により算出した合併前関
	係 3市町の分担金の額を控除した額を、予算の属す
	る年度の前年の合併前関係町村の消防費に係る基準財
	政需要額に比例してあん分する。
	(4) 消防庁舎建設に係る地方債の償還については、前
	2号の規定にかかわらず別表に掲げる割合により、関
	<u>係市が負担する。</u>
3 消防庁舎建設に係る地方債の償還については、前項の規	

改 正 案	 行
定にかかわらず別表に掲げる割合により、関係市が負担す	 .
<u>5.</u>	
<u>附 則</u>	
 この規約は、令和3年4月1日から施行する。_	